

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

医療観察法における専門的医療の向上と普及に資する研究

分担研究報告書

指定入院医療機関退院後の予後に関する全国調査

研究分担者 竹田 康二 国立精神・神経医療研究センター病院

研究要旨：

本研究は、医療観察法入院処遇対象者の退院後の予後を把握すること、対象者の予後に影響を与える要因を検討することを目的としている。本研究は医療観察法入院処遇対象者のうち(1)通院処遇移行対象者と(2)退院時処遇終了者に関する研究を実施する。

(1)通院処遇移行対象者に関する研究は全国31の指定入院医療機関と協働し、法務省保護局および保護観察所の協力を得て予後調査を実施した。調査対象は、平成27年7月16日から令和3年7月15日の間に指定入院医療機関を退院し通院処遇に移行した対象者のうち本調査に同意の得られた者であり、令和3年度の調査期間は令和2年7月16日から令和3年7月15日の間である。調査対象は753名(男性547名、女性206名)であり、そのうち令和3年7月15日時点までに、462名が通院処遇を終了していた。処遇終了者の平均通院処遇期間は966.9日(中央値1,094.0日)であった。精神科主診断は、F2(統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害)が608名(80.7%)、F3(気分障害)が79名(10.5%)、F1(精神作用物質使用による精神および行動の障害)が41名(5.4%)であった。対象行為は、殺人(未遂含む)270名(35.9%)、傷害260名(34.5%)、放火(未遂含む)167名(22.2%)の順であった。通院処遇期間中に、「重大な再他害行為」は8名8件、「その他、重大な再他害行為に当たらない比較的軽微な他害行為」は18名30件、「全ての再他害行為(重大+その他)」は25名38件認められた。また17名(男性12名、女性5名)が死亡していた。自殺企図(未遂を含む)は、17名認められ、そのうち死亡(既遂)した者は7名であった。指定入院医療機関退院と同時に精神保健福祉法入院(調整入院)した者を110名認められた。また指定入院医療機関退院後、処遇終了までの間に43.9%の対象者が一度は精神保健福祉法入院を経験していた。

(2)医療観察法入院処遇対象者のうち、退院時処遇終了者の予後に関する研究を、令和3年度より新たに開始した(研究責任者 本村啓介 さいがた医療センター)。退院時に同意が得られた者について、年に1回、退院後利用する医療機関にアンケート調査を実施する。令和3年度の研究参加指定入院医療機関は16施設であり、令和3年7月15日時点の研究参加者は2名であった。退院時処遇終了者の予後を調査することは医療観察法医療全体の評価と改善を検討するうえで極めて重要である。今後、研究参加対象者を増やし、退院時に処遇終了となった者の予後や予後に関連する因子を明らかにすることを目指す。

研究協力者（順不同、敬称略）

本村啓介 さいがた医療センター
 山村 卓 国立病院機構花巻病院
 坂本 蒼 同上
 木村早智子 同上
 白石 潤 国立病院機構北陸病院
 今泉仁志 同上
 岡島菜摘 同上
 中根 潤 国立病院機構下総精神医療
 センター
 野崎昭子 同上
 鈴木寿臣 同上
 是木明宏 同上
 西岡直也 国立病院機構久里浜医療セ
 ンター
 野村照幸 国立病院機構さいがた医療
 センター
 藤崎直人 同上
 高橋未央 国立病院機構小諸高原病院
 宮沢泰裕 同上
 東 宏明 同上
 池田美穂子 同上
 山本哲裕 国立病院機構東尾張病院
 高野真弘 国立病院機構榊原病院
 中谷紀子 国立病院機構やまと精神医
 療センター
 渡邊大輔 国立病院機構肥前精神医療
 センター
 辻真理子 同上
 樋口善美 同上
 森田康正 同上
 砥上恭子 同上
 塚原宏恵 同上
 佐藤和弘 同上
 阿部豊輝 国立病院機構菊池病院
 林田眞実 同上
 川上奈都希 国立病院機構琉球病院
 平良博之 同上
 須貝孝一 山形県立こころの医療セン

ター
 間中一至 茨城県立こころの医療セン
 ター
 寺門里美 同上
 宮田光博 同上
 島田達洋 栃木県立岡本台病院
 村寫泰良 同上
 山田竜一 群馬県立精神医療センター
 山形晃彦 埼玉県立精神医療センター
 門野淳子 同上
 原田 誠 同上
 荒川育子 東京都立松沢病院
 瀬底正有 神奈川県立精神医療センタ
 ー
 山下 徹 山梨県立北病院
 埴原秋児 長野県立こころの医療セン
 ター駒ヶ根
 犬塚 伸 同上
 鵜澤正寛 同上
 福井将郎 同上
 足立順代 同上
 岸本道太 同上
 小林憲子 同上
 大橋 裕 静岡県立こころの医療セン
 ター
 平澤克己 愛知県立精神医療センター
 高木 宏 同上
 羽瀨知可子 同上
 山崎恭一 同上
 中岡健太郎 同上
 合澤 祐 同上
 安 成根 同上
 原野谷郁夫 同上
 辻 里花 同上
 柴崎守和 滋賀県立精神医療センター
 松村直樹 同上
 堀岡英紀 大阪精神医療センター
 森田優季 同上
 池田絵美 同上

梅本愛子	同上
磯村信治	山口県立こころの医療センター
石津すぐる	岡山県精神科医療センター
高尾 碧	島根県立こころの医療センター
山本智一	長崎県精神医療センター
瀧内小百合	同上
田中一敏	鹿児島県立始良病院
山田悠至	国立精神・神経医療研究センター病院
小河原大輔	同上
島田明裕	同上
大町佳永	同上
山下真吾	同上
平林直次	同上

A. 研究目的

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）」は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者の処遇と医療について定めた法律である（以下、医療観察法の対象となった者を対象者と記載する）。

医療観察法は長期にわたり法に基づく処遇と精神科医療を対象者に課す制度であり、特に入院処遇は人権的制約が大きい。また多額の公費が投入されている制度でもある。したがって、医療観察入院医療を受けた対象者の予後を適切に把握し、さらなる医療の改善を目指していく必要がある。本研究は、医療観察法入院処遇対象者の退院後の予後を把握すること、退院後の予後に影響を与える因子を検討することを目的としている。

医療観察法病棟等退院時、多くの対象者が通院処遇に移行するが、一部の対象者は

退院時に医療観察法による処遇が終了となる¹⁾。そこで、本研究は(1)通院処遇移行対象者に関する研究と(2)退院時処遇終了者に関する研究を実施している。いずれも、国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施している（承認番号B2020-031、B2020-138）。(2)退院時処遇終了者に関する研究は、調査を開始したばかりであり、研究参加者数が少なく調査期間も短いため、令和3年度は(1)通院処遇移行対象者に関する研究の調査結果を報告する。

B. 研究方法

1. 調査対象

調査対象は、平成27年7月16日から令和3年7月15日までの間に、協力施設の全国31の指定入院医療機関に入院処遇となった対象者のうち、退院後、通院処遇が実施され、かつ退院後の予後調査に同意の得られた者である。各医療機関の研究協力者から対象者に文書を用いて趣旨を説明し、本人から文書にて同意を得た。調査対象期間は、各対象者の退院日から通院処遇終了日、あるいは令和3年7月15日のいずれか早い日までである。令和3年度の調査期間は、令和2年7月16日から令和3年7月15日の間である。

2. 調査項目

1) 基本属性

対象者の退院時年齢、性別、精神科主診断、対象行為、退院日を調査した。精神科主診断の分類には、国際疾病分類第10版(ICD-10)を用いた。

2) 退院後の予後

- ・調査日（毎年7月15日時点）の処遇状況
- ・通院処遇終了時の状況
- ・再他害行為の有無と内容
- ・自殺企図（未遂、既遂）有無と内容
- ・通院処遇中の精神保健福祉法による入院

の形態、期間、理由

3) 社会生活状況

- ・ 指定入院医療機関における退院前のアルコール・薬物問題の認識の有無（以下、対象行為前アルコール・薬物問題歴）
- ・ 通院処遇期間中のアルコール・薬物摂取の有無と内容
- ・ 居住形態（家族と同居、単身生活、グループホームなど）
- ・ 退院後利用した医療・社会福祉資源
- ・ 就労
- ・ 生計

3. 調査方法

令和3年8月、法務省保護局総務課精神保健観察企画官室から全国の保護観察所に本調査について周知していただいた。

各指定入院医療機関において、対象者の氏名を記入したアンケート用紙を用意し、送付先の保護観察所ごとに封筒に入れ封をし、国立精神・神経医療研究センター病院（以下、当院）に送付した。当院で、保護観察所名で分け直し、一括して全国の保護観察所へ発送した。この方法により、対象者の氏名が各指定入院医療機関以外の者の目に触れることがないようにした。

保護観察所において、社会復帰調整官が、調査日時点の対象者の予後情報を記入し、各指定入院医療機関に返送した。指定入院医療機関、当院、保護観察所間の郵送にはレターパック®を使用した。

各指定入院医療機関で、氏名等の個人情報情報を削除して匿名化したうえで、対象者基本属性情報および予後調査結果を記入した電子ファイルを、パスワードを設定して当院に送付し、当院にてデータ解析を行った。

C. 研究結果

1) 基本属性・転帰（表1）

平成27年7月16日～令和3年7月15

日に通院処遇に移行した研究参加対象者は753名（男性547名、女性206名）であった。平均年齢は男性46.8歳、女性48.2歳であった。令和3年7月15日時点で462名が通院処遇を終了していた。通院処遇終了者の平均通院処遇期間は966.9日、中央値は1,094.0日であった。精神科主診断は、F2（統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害）が608名（80.7%）、F3（気分障害）が79名（10.5%）、F1（精神作用物質使用による精神および行動の障害）が41名（5.4%）であった。対象行為は、殺人（未遂含む）270名（35.9%）、傷害260名（34.5%）、放火（未遂含む）167名（22.2%）が大半を占めていた。退院時居住形態は福祉施設入所者が最も多く（45.7%）、次いで独居（21.0%）、家族同居（18.6%）の順であり、女性は男性と比較し、家族同居の割合が高かった。対象行為前にアルコール・薬物問題歴を認めた対象者は219名（29.1%）であり、男性で多かった（34.4% vs 15.0%）。

2) 再他害行為（表2、表3）

医療観察法による再入院の申立て要件となるような他害行為を「重大な再他害行為」と定義すると、重大な再他害行為は8名8件認めた。そのうち今年度の調査期間に新たに発生した重大な再他害行為は1名1件であった。「その他、上記に当たらない軽微な他害行為（アンケート調査では他害行為の欄に記入を認めないが、通院処遇期間中の精神保健福祉法入院理由が「他害・迷惑行為」の事例を含む）」は18名30件認めた。重大な再他害行為の累積発生率は1.2%/3年であり、全ての再他害行為の累積発生率は3.9%/3年であった。

3) 死亡・自殺企図（表4）

通院処遇期間中に17名（男性12名、女性5名）が死亡しており、死因は病死と自殺が7名で最多であった。そのうち5名は

令和3年度の調査期間中に死亡していた。通院処遇開始から死亡までの平均観察期間は498.6日(22-987日、中央値607.0日)であった。自殺企図(未遂を含む)は、17名19件に認められ、そのうち死亡(既遂)した者は7名であった。自殺既遂者の平均観察期間は350.1日(22-987日、中央値145日)であった。

4) 医療観察法による再入院

通院処遇期間中に医療観察法による再入院処遇となった対象者は19名であった。男性が18名と大半を占めており、再入院処遇となった対象者の通院処遇開始時の平均年齢は39.2歳と若かった。

5) 精神保健福祉法入院(表5)

通院処遇期間中、307名(40.8%)が精神保健福祉法による入院を経験していた。また、通院処遇終了者に限定すると処遇終了までの間に43.9%の対象者が精神保健福祉法入院を経験していた。精神保健福祉法入院の累積発生率は33.6%/1年、47.0%/3年であった。調整入院(医療観察法入院処遇終了と同時に精神保健福祉法入院)は110名(14.6%)認めた。通院処遇が終了した者の平均調整入院日数は297.9日(21-1465日、中央値167.0日)であった。

6) 社会福祉・医療資源の利用(表6)

2020年以降に通院処遇に移行した対象者159名のうち、120名(75.5%)が訪問看護サービスを利用していた。また保健所職員や、市職員の訪問も多くの対象者で実施されていた。日中の活動場所としては、病院デイケア(44.0%)、就労継続支援施設B型(26.4%)などが多く利用されており、就労継続支援施設A型や就労移行支援事業所も割合は小さいが利用されていた。

7) 就労(表7)

対象者のうち82名(10.9%)が通院処遇期間中に何らかの就労を行った経験(短期

のアルバイトなど含む)があった。通院処遇終了者に限った就労率は14.3%であり、主診断がF1群(25.0%)、F3群(21.2%)がF2群(12.9%)より就労率が高い傾向がみられた。

D. 考察

1) 通院処遇移行対象者に関する研究

令和3年度の調査期間に新たに認めた重大な再他害行為は1名1件であり、3年時点の累積発生率にも大きな変化はないことから、令和2年度までの調査結果と同様に通院処遇移行対象者の重大な再他害行為の発生率は国内外の類似先行研究と比較して低水準で推移しているものと推測された^{2,3,4)}。一方、令和3年度調査期間中に新たに5名の死亡者(うち自殺が2名)を認めていた。医療観察法医療は社会復帰の促進を目的としており、他害行為のリスクマネジメントのみならず対象者の心身の健康を目指した医療を目指していく必要がある。

令和4年度は重度精神疾患標準的治療確立事業(医療観察法データベース事業)のデータの利活用に関する研究事業の研究利活用委員会に入院データ(退院時処方、入院処遇日数など)の利活用申請を行い承認が得られれば、入院データと本研究で得られた予後データの連結解析を行い、通院処遇移行対象者の予後に影響を与える因子を明らかとすることを目指す。

2) 退院時処遇終了者に関する研究

医療観察法入院処遇対象者のうち、退院時処遇終了者の予後に関する研究を、令和3年度より新たに開始した(研究担当者本村啓介 さいがた医療センター)。退院時に同意が得られた者について、年に1回、退院後利用する医療機関にアンケート調査を実施する方法である。令和3年度の研究参加指定入院医療機関は16施設であり、令

和 3 年 7 月 15 日時点の研究参加者は 2 名であった。退院時処遇終了者の予後は追跡困難であり、不明な部分が多い。しかしながら、医療観察法における処遇判断の妥当性や医療観察法医療全体を評価するうえでは、退院時処遇終了者の予後を調査することは極めて重要である。今後、調査を継続し研究参加対象者を増やし、退院時に処遇終了となった者の予後とそれに関連する因子を明らかとすることを目指す。

E. 結論

通院処遇移行対象者に関して、令和 3 年度も 31 の指定入院医療機関が協働し予後調査を実施した。重大な再被害行為の発生率は低水準で推移していた。例年と比較し死亡者がやや多かった。被害行為のリスクマネジメントだけでなく、対象者の心身の健康に配慮した医療を実施していく必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

竹田康二:データから見る医療観察法の現況. 第 16 回医療観察法関連職種研修会, Web 開催, 2021.9.3

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. 謝辞

本調査にあたり多大なる御協力をいただいた法務省保護局精神保健観察企画官室の猪間徳子企画官、江口義則専門官をはじめとした皆様、全国保護観察所の皆様、および全国の医療観察法病棟スタッフの皆様のご協力に深謝致します。

参考文献

- 1) 裁判所ホームページ 司法統計
http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search
- 2) Violent recidivism among mentally disordered offenders in Japan. Kazuo Yoshikawa, Pamela J. Taylor, Akira Yamagami, et al. Criminal Behaviour and Mental Health 17: 137-151, 2007
- 3) Long-term outcomes after discharge from medium secure care: a cause for concern. Davies S, Clarke M, Hollin C, Duggan C. Br J Psychiatry. Jul; 191: 70-4, 2007
- 4) Patient outcomes following discharge from secure psychiatric hospitals: systematic review and meta-analysis. Seena Fazel, Zuzanna Fimińska, Christopher Cocks, Jeremy Coid. Br J Psychiatry 208 (1): 17-25, 2016

表1 基本属性 (n=753)

平均年齢 (SD) 主診断 (ICD-10)	男	女	合計
	46.8 (12.8)	48.2 (12.8)	47.2 (12.8)
F1, n (%)	34 (6.2)	7 (3.4)	41 (5.4)
F2, n (%)	455 (83.2)	153 (74.3)	608 (80.7)
F3, n (%)	38 (6.9)	41 (19.9)	79 (10.5)
others, n (%)	20 (3.7)	5 (2.4)	25 (3.3)
計	547 (72.6)	206 (27.4)	753 (100.0)
対象行為*			
殺人 (未遂含む), n (%)	174 (31.8)	96 (46.6)	270 (35.9)
傷害, n (%)	219 (40.0)	41 (19.9)	260 (34.5)
放火 (未遂含む), n (%)	104 (19.0)	63 (30.6)	167 (22.2)
強盗 (未遂含む), n (%)	25 (4.6)	7 (3.4)	32 (4.2)
強制的性交等、強制わいせつ (未遂含む), n (%)	26 (4.8)	0 (0.0)	26 (3.5)
計	548 (72.6)	207 (27.4)	755 (100.0)
退院時居住			
家族同居, n (%)	77 (14.1)	63 (30.6)	140 (18.6)
独居, n (%)	118 (21.6)	40 (19.4)	158 (21.0)
福祉施設, n (%)	261 (47.7)	83 (40.3)	344 (45.7)
精神保健福祉法入院, n (%)	90 (16.5)	20 (9.7)	110 (14.6)
不明, n (%)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.1)
計, n (%)	547 (72.6)	206 (27.4)	753 (100.0)
対象行為前アルコール・薬物問題あり, n (%)	188 (34.4)	31 (15.0)	219 (29.1)

*2名が2つの対象行為

SD: Standard Deviation

ICD-10: The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders

表2 重大な再他害行為（未遂含む）（n=753）

通院処遇開始年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
	82	129	143	142	98	103	56	753
殺人	0	1	0	0	0	0	0	1
傷害	0	4	1	0	0	1	0	6
放火	1	0	0	0	0	0	0	1
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0
強制性交等、強制わいせつ	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1 (1名)	5 (5名)	1 (1名)	0	0	1 (1名)	0	8 (8名)

表3 その他の再他害行為（精神保健福祉法入院理由が他害・迷惑行為の事例を含む）（n=753）

通院処遇開始年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
	82	129	143	142	98	103	56	753
窃盗	0	0	5	0	0	0	0	5
暴力行為、暴言、器物破損	0	1	11	3	0	2	0	17
性的逸脱行為	0	0	1	0	0	2	0	3
精神保健福祉法入院理由が他害・迷惑行為	0	1	2	0	0	0	0	3
その他・不明	1	0	0	1	0	0	0	2
計	1 (1名)	2 (2名)	19 (9名)	4 (3名)	0 (0名)	4 (3名)	0 (0名)	30 (18名)

表4 死亡、自殺企図（n=753）

通院処遇開始年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
	82	129	143	142	98	103	56	753
死亡、n	1	2	6	1	5	2	0	17
自殺企図（うち既遂）、n	4 (1)	3 (0)	2 (2)	2 (0)	3 (3)	3 (1)	0	17 (7)

表5 精神保健福祉法入院 (n=753)

精神保健福祉法入院あり, n (%)	307 (40.8)
精神保健福祉法入院累積発生率 (1年), %	33.6
精神保健福祉法入院累積発生率 (3年), %	47.0
調整入院あり, n (%)	110 (14.6)
処遇終了者の調整入院日数*, 平均値 (SD)	265.2 (295.9)
処遇終了者の調整入院日数*, 中央値	154.0

*n=59

SD: Standard Deviation

表6 社会福祉・医療資源の利用 (2020-2021年の退院者, n=159)

	何らかの利用あり (n=140)	利用率*
訪問看護	120	75.5%
保健所の訪問	75	47.2%
病院予イケア	70	44.0%
市職員の訪問	51	32.1%
その他 (相談支援事業所、生活訓練など)	48	30.2%
就労継続支援施設B型	42	26.4%
地域活動支援センター	23	14.5%
外来作業療法	10	6.3%
訪問介護	7	4.4%
就労継続支援施設A型	6	3.8%
自助グループ (AA/NA、断酒会等)	5	3.1%
病院・精神保健福祉センターなどでのアルコール・薬物依存症治療プログラム	4	2.5%
就労移行支援事業所	4	2.5%
民間リハビリ施設 (MAC/DARK等)	3	1.9%
障害者就業・生活支援センター	1	0.6%

*社会福祉・医療資源の利用なしの者も含めた全体に対する割合

表7 就労 (複数就労形態該当者あり)

	通院処遇開始年						合計
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
正社員, 件数	6	11	11	7	3	1	0
一般株, 件数	3	4	5	3	1	1	0
障害者株, 件数	3	10	7	6	2	0	0
アルバイト・パート, 件数	4	7	12	18	6	0	0
詳細不明, 件数	1	0	0	0	0	0	0
計, n	12名	18名	20名	23名	8名	1名	0名
							82名